

さんコープは「住み慣れた我が家で、地域で、安心して心豊かに暮らしたい」という願いを地域社会の中で実現します。

## 新規事業所建設工事、いよいよ着工！ ～さんコープ看護小規模多機能型居宅介護 宮野～

さんコープの新しいサービス「看護小規模多機能型居宅介護（略して『看多機：かんだき』）」について、その拠点となる建物の建設工事がいよいよ始まりました！

着工に先立ち、3/22に地鎮祭が執り行われ、工事の無事が祈願されました。所在地は山口市宮野、現在活動しています山口訪問介護事業所のすぐそばで、木造平屋の趣のある建物からは山口線走るSLやまぐち号を眺めることができます。

看多機は「訪問・通い・泊り」の機能を併せ持つ、山口市からの委託を受けた事業所です。訪問看護ステーションも併設し、これまで以上に利用者さんやご家族のお困り事に寄り添える、さんコープの新しいサービスの形になります。

開業予定は今秋。詳細は今後随時お知らせしてまいります。どうぞご期待ください！




上：安全祈願の祝詞、さんコープ岡崎理事長他による地鎮の儀等、厳かに滞りなく執り行われた地鎮祭。これから秋に向け、さんコープ・設計業者・建築業者が協力して新しい拠点を作り上げていきます。  
下左：建物外観の完成予定図。木造平屋の趣ある建物で、利用者さんのくつろぎの空間と時間を提供します。



**さんコープ看護小規模多機能型居宅介護 宮野**

慣れ親しんだ家で過ごしたい…  
その願いを看護と介護の連携で支えます。

通い・泊りのサービスと、訪問介護・訪問看護のサービスを組み合わせることで、医療ニーズの高い方が、慣れ親しんだ地域と家で、身近な人に囲まれて暮らし続けることをサポートするサービスです。



## お庭の草取り、剪定、お家の片づけ、模様替え、障子・襖・網戸貼替… さんコープの「たすけあいワーカー」にご相談ください！

暖かさに比例して伸びてくる雑草、季節の移り変わりに合わせて行いたい模様替えやお掃除。でも「一人だと作業が大変…」 「なかなか時間がなくて…」等々、気になっている方々も多いかと思います。そんな時もさんコープに気軽にご相談ください。プロの業者のような設備や作業は出来ませんが、同じ組合員である「たすけあいワーカー」がお手伝いいたします。

★同時に、一緒に活動してくれるワーカーさんも大募集中！（特に、防府・宇部・山陽小野田の方！！）  
相談・申し込み・質問等、ワーカーに関することは裏面事務局までお気軽にお電話ください！

さんコープが取り組んでいる活動の紹介、今回は…

通所介護 (デイサービス)	訪問介護 (ヘルパー)	居宅介護支援 (ケアマネジャー)	住宅型有料老人ホーム・サ ービス付き高齢者向け住宅	たすけあいサービス (家事代行サービス)	福祉グループ (組合員活動)	新規 事業
------------------	----------------	---------------------	------------------------------	-------------------------	-------------------	----------

# 居宅介護 (ケアマネジャー)



居宅介護支援とは、利用者さんの心身状況や置かれている環境・希望に応じて、適切な介護サービスを利用できるよう、介護の計画書であるケアプランの作成や見直しをするサービスです。つまり、介護保険のサービスを利用したい時に相談してもらう機関、それが居宅介護支援の役割です。

## 《ケアマネジャーの役割》

居宅介護支援事業所には**ケアマネジャー (介護支援専門員)**がいます。

ケアマネジャーは、介護保険を利用するために必要な計画書 (ケアプラン) を立てたり、体のことや介護のこと等の相談に乗ります。また、介護サービスの利用を開始した場合は、毎月 1 回以上訪問し (モニタリング)、利用者さんの状態に合ったサービスが提供できているかなど確認・検討します。

## 認定結果までの流れ

### ① 相談します。

(居宅介護支援事業所・地域包括支援センター)

介護保険サービスを受けるには、まず「**介護認定**」を受ける必要があります。介護、認定申請で相談がある場合は、さんコープの居宅介護支援事業所、又はお近くの地域包括支援センターへご相談ください。



### ② 申請します。

(要介護・要支援認定)

介護認定を受けるための手続きは、ご本人でも家族でもできますが、ケアマネジャーがお手伝いすることもできます。ただ、介護認定を受けるには主治医が必要になりますので、日頃からかかりつけの病院を持つておくことは大切です。



### ③ 認定調査が行われます。

(市町村職員が自宅に訪問)

申請をしたら、市役所の担当者がご自宅等に訪問し、体の状況等を確認する調査が行われ、その後、認定が確定します。申請から認定確定まで約 1 か月かかります。



### ④ 審査・判定されます。

(一次判定・二次判定)

要介護 1～5 の認定が出たら、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが今後の相談に乗ります。要支援の場合は地域包括支援センターのケアマネジャーが関わります。



### ⑤ 認定結果が通知されます。

(要介護 1～5・要支援 1～2・非該当)

## ※在宅でサービスを利用したい場合

- ① ケアプラン作成依頼 (本人様・ご家族様等)
- ② ケアプランの作成 (居宅介護支援事業者)
- ③ サービス事業所と契約 (訪問介護・通所介護等)
- ④ サービス利用開始

## ※施設でサービスを利用したい場合

- ① 介護保険施設と契約 (特養等に申し込み)
- ② ケアプランの作成 (施設ケアマネジャー)
- ③ 施設サービスを利用

お一人だけ、ご家族だけで悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

**さんコープ・山口 居宅介護支援事業所 電話 083-921-9825 (山口市 三軒家隣り)**

**さんコープ・宇部 居宅介護支援事業所 電話 0836-37-6261 (宇部市 宇部有料老人ホーム隣り)**

事務局へのお電話、または、さんコープホームページのメールフォームからお気軽にご連絡ください！

さんコープニュース NO.148

発行日：2021年(令和3年)5月 発行：福祉生活協同組合さんコープ 住所：山口市小郡上郷 901-21

電話：083-902-3830 FAX：083-902-3831 ホームページ：http://www.san-coop.jp

